

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年6月22日

水曜日

第4949号

目次

条 例

○富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	1
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	2
○富山県税条例の一部を改正する条例	4
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7

条 例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例及び富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月22日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第37号

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第12条第1号中 「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を

「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(ワンチームとやま推進室)

富山県条例第38号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の389の5の項中「第5項まで」を「第7項まで」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「確認書」という。）又はその」を「確認書」という。）若しくは同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの」に、「新築に関する計画」を「新築に関する長期優良住宅建築等計画」に、「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である
--	---

		旨に記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写しを添付するもの 360,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額 ウ ア又はイ以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
--	--	---

を

		イ ア以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
--	--	--------------------------------

に改め、同表の 389 の 6 の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「確認書又はその」を「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの」に、「新築に関する計画」を「新築に関する長期優良住宅建築等計画」に、「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

		イ 住宅性能評価書又はその写しを添付するもの 290,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額 ウ ア又はイ以外のもの 次に掲げる区分
--	--	---

要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第81条第1項中「前条第1項の規定によつて」を「前条第1項本文及び第2項の規定により」に改める。

第83条各号列記以外の部分中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第3条の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第5条の10第1項第1号中「（以下「三世帯住宅」という。）」を削り、「もの」の次に「（以下「三世帯住宅」という。）」を加え、同項第2号中「（以下「多子世帯住宅」という。）」を削り、「もの」の次に「（以下「多子世帯住宅」という。）」を加える。

附則第16条第2項中「第9項まで」を「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」に改める。

附則第20条第1項を削り、同条第2項中「附則第3条の2第1項及び第3項並びに」を「附則第3条の2第3項及び」に、「附則第3条の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第16条第2項中「令和3年」とあるのは」を「これらの規定中「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条の10第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第80条、第81条第1項及び第83条の改正規定 令和5年4月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例（次項及び第4項において「新条例」という。）附則第3条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による

改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第4項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第3項及び第4項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第3項及び第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第4項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第4項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第4項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の富山県税条例附則第20条第1項の規定により読み替えて適用される同条例附則第3条の2第1項の規定による控除につい

ては、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第20条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第40号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1非紹介患者加算料の項中「5,090円」を「7,700円」に、「3,060円」を「5,500円」に、「2,550円」を「3,300円」に、「1,530円」を「2,090円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(医 務 課)

